

生徒心得

学校内外を問わず、常に足立西高生としての自覚と誇りを持ち、規則を守り、互いの人格を尊重し合い、健全かつ豊かで実り多い高校生活を送るよう心がける。

1 登下校

- (1) 8時から8時30分までの間に登校する。
- (2) 17時までには下校する。
- (3) 登校後の外出は認めない。
- (4) 休日の登校は原則として認めない。
- (5) 長期休業中の登校は別に定める。
- (6) オートバイ、自動車による通学は禁止する。
- (7) 自転車通学については所定の届を提出し、使用する自転車に本校所定のステッカーを貼る。
- (8) 遅刻・欠席の場合は学校へ電話連絡する。

2 校内生活

- (1) ①上履き、②グラウンド履き、③体育館履きを区別する。
- (2) 校舎、施設、用具の使用は、各施設の使用規定にもとづく。
- (3) 校舎、施設、用具は大切に、正しく扱い、破損・紛失の場合は担任または生徒部に、直ちに届け出る。場合によっては弁償もありうる。
- (4) 定期考査1週間前から終了後、一定の期間職員室及び各教科の準備室の出入りは禁止する。
- (5) 校舎内・校舎周辺・屋上では、安全上、球技等は行わない。

3 校外生活

- (1) アルバイトは高校生活に様々な支障をきたす場合が多いので必要最低限とする。
- (2) 校外で事故があった場合は、できるだけ速やかにその概要を学校に連絡し、指導をうける。

4 所持品

- (1) 本校生徒は、常に生徒手帳・生徒証明書を携帯する。
- (2) 所持品には記名し、各自管理に注意する。
- (3) 不要な貴重品や多額の金銭を持ち込まない。
- (4) 所持品類を紛失または拾得した時は、担任または生徒部に届け出る。
- (5) 携帯電話を所持している場合の使用については、教員の指示に従う。

5 許可を要する主な事項

- (1) 集会・催し物の開催。
- (2) 外部との競技・試合。
- (3) ポスターの掲示，ビラ類の配布，印刷物類の刊行配布。作成，配布にあたっては，各関係の先生に申し出，指導，助言を受ける。委員会活動，部活動，文化祭等に関するものは，生徒会執行部の許可を得る。掲示物は指定された場所に掲示しなければならない。
- (4) 調査，アンケート等の実施。
- (5) 募金・売買などの行為。
- (6) 校舎・施設の利用。

6 特別指導の対象となる行為

喫煙，飲酒，不正行為，いじめ，暴力行為，暴言，授業妨害，自動車およびオートバイ通学，指導拒否，破壊行為及びインターネットを介した誹謗・中傷等の問題行動をおこした場合。

服 装 規 定

1 本校生徒としての自覚と責任を表すために制服を着用する。

2 制服

(1) 制服一覧

ブレザー、スラックスまたはスカート 白ワイシャツ、白ブラウス、白ポロシャツ、紺ポロシャツ（夏期） ネクタイまたはリボン ニットベスト（白・指定） セーター（グレー・指定）

(2) 夏季の服装

6月1日から9月30日は夏服の着用を認める。

ただし、5月1日から5月31日、10月1日から10月31日までを移行期間とする。

寒い日にはブレザーを着用する。

(3) 気候等, 状況により着用可能な服装

- ・ニットベスト（白・指定）
- ・セーター（グレー・指定）
- ・半袖白・紺ポロシャツ（夏服・紺は指定品のみ）
- ・コート

※コートを着用する場合は、ブレザーの上に着用する。

(4) その他

年間通して、パーカー・スウェット等、上記に記載のない服装の着用は一切禁止する。

3 履き物

(1) 上履き……………指定のもの（白及び学年色）とする。

(2) 体育館履き……………指定のもの（白及び学年色）とする。

(3) グラウンド履き…上履き、体育館履き以外の運動靴。

なお、通学にサンダル、スリッパ、下駄、ブーツなどは禁止する。

4 その他の禁止事項

- (1) 頭髪の加工（パーマ・染毛・脱色・エクステンションなど）。
- (2) 化粧，マニキュア，ペディキュア。
- (3) ネックレス・指輪・ピアス・イヤリングなどの着用。

本校服装規定以外の服装をすること。

5 制服の購入・補修等

- (1) 制服の仕立て，または布地購入などの場合，連絡先は次の通りである。

株式会社 栗原洋服店 （墨田区東向島 2-24-22）TEL 03(3610)4129

- (2) ネクタイ・リボンを紛失した場合は速やかに購入すること。

部活動規定

1 部活動の所属について

本校の生徒は、原則として何れかの部活動に所属し、活動することが望ましい。

2 部活動について

(1) 各部活動は、年度当初に部員名簿を作成し、生徒部に提出する。

(2) 平常の活動は放課後に行い、最終下校時刻は、17 時である。

早朝、延長活動は、顧問の許可を得ること。

（早朝活動は 7 時 30 分 ～ 8 時 20 分
延長活動は 18 時 00 分 完全下校とする（指定の部活は 19 時 00 分完全下校）

(3) 土曜、日曜、祝日に活動する場合は、事前に顧問の許可を得て、所定の手続きを行うこと。

(4) 定期考査 1 週間前より終了までは活動を禁止する。

(5) 夏季、冬季、春季の休業期間の活動は、事前に決定された活動計画にもとづいて
行い活動の最終下校時刻は、16 時である。

(6) 成績会議時の活動は認めない。

3 部室使用について

(1) 使用時間

使用時間は早朝及び放課後とする。

(2) 鍵の取り扱いについて

ア 職員室内の所定の位置に生徒部が管理する。

イ 活動等は、生徒部より鍵を借り受け、貸出簿に記入しその都度きちんと返却する。

(3) その他

ア 常に、部屋の整理整頓を心がける。

イ 体育館内・武道館内での飲食を禁止する。

ウ 使用規定等に著しく違反があった場合は、部室の使用を停止、または禁止することがある。